

**エボラ出血熱：医療機関における基本的な対応**

- (1) 発熱症状を呈する患者には必ず渡航歴を確認する。
- (2) 受診者について、発熱症状に加えて、ギニア、リベリア又はシエラレオネの過去1か月以内の滞在歴が確認できた場合は、エボラ出血熱の疑似症患者として直ちに最寄りの保健所長経由で都道府県知事へ届出を行う。
- (3) 受診者について、発熱症状に加えて、上記3か国以外の西アフリカの過去1か月以内の滞在歴が確認できた場合は、直ちに最寄りの保健所へ連絡する。
- (4) 西アフリカ（主に、ギニア、リベリア又はシエラレオネ）の過去1か月以内の滞在歴を有し、かつ、発熱症状を呈する患者から電話の問い合わせがあった場合は、当該エボラ出血熱が疑われる患者に対し、最寄りの保健所へ連絡するよう、要請する。

※保健所の相談窓口（24時間対応）

機関名	連絡先
東部福祉保健事務所 (鳥取保健所)	電話：0857-22-5694 FAX：0857-22-5669
中部総合事務所福祉保健局 (倉吉保健所)	電話：0858-23-3145 FAX：0858-23-4803
西部総合事務所福祉保健局 (米子保健所)	電話：0859-31-9317 FAX：0859-34-1392

※鳥取県の第一種感染症指定医療機関：鳥取県立厚生病院

※参考URL

○エボラ出血熱について（厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/ebola.html>

○エボラ出血熱疑い患者が発生した場合の標準的対応フロー（※）平成26年8月7日版

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/dl/20140807\\_01.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/dl/20140807_01.pdf)

○2014年10月30日更新 エボラ対応に関するロードマップ（検疫所）

<http://www.forth.go.jp/topics/2014/10301436.html>

○エボラ出血熱の届出基準（厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/01-01-01.html>

○エボラ出血熱の国内発生を想定した医療機関における基本的な対応について（厚労省）

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/dl/20141024\\_01.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/dl/20141024_01.pdf)